

## 公害診療報酬審査支払業務仕様書

1 業務名 公害診療報酬審査支払業務

2 業務目的 公害診療（調剤及び訪問看護）報酬明細書（以下「明細書」という。）に係る点検事務につき、支払い遅延が生じることなく、迅速且つ正確な処理を図る。

3 履行場所 堺市役所本館 6 階（堺市堺区南瓦町 3 番 1 号）感染症対策課事務室内（約 6 m<sup>2</sup>）  
※別紙 8 を参照

ただし、状況に応じて本庁舎内の別の場所を指定する場合がある。

4 履行期間・実施日

- (1) 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの期間中で、本市が指定する日に実施する。  
(2) 現時点における実施予定日は別紙 1 のとおり。

5 業務内容

医療機関、薬局、訪問看護ステーション等（以下「医療機関等」という。）から毎月請求される公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）第 3 条第 1 項第 1 号に規定する療養の給付及び療養費の支払に係る明細書の点検業務を行い、請求内容を公害補償システムにて入力し、同月中の本市の支払い指定日に、支払い遅延が生じないよう完了する。また、審査済みの明細書の保管作業及び支払決定通知書等の発送準備（封入作業）を行う。

6 作業工程（月次）

(1) 一次点検処理

ア 堺市公害診療報酬審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査に付すにあたって、送付されてきた明細書の記載について次の事項を点検する。

- ① 公害医療手帳の記号・番号、氏名、性別、生年欄、疾病名、診療開始日、診療実日数、転記欄、その他記載漏れまたは不明のもの。
- ② 他県もしくは他市へ請求すべきもの、給付外の疾病または重複請求と思われるもの。
- ③ 特掲点数（公害疾患特掲診療料として定められている点数）及び固定点数（健康保険の診療報酬点数表、薬価基準により定められている点数）の誤り、計算の誤り、摘要欄に記載を要するもので記載のないものまたは不明のもの。
- ④ その他
- (a) 初診年月日と初診料算定の不一致の有無
  - (b) 該当月診療実日数と初診・再診回数との不一致の有無
  - (c) 再診料の外来管理加算の算定誤り
  - (d) 傷病名と特定疾患療養管理料との不一致の有無
  - (e) 特定疾患療養管理料が初診日・退院日から 1 ヶ月を超えて算定してあるかの確認
  - (f) 薬品名の規格・単位の記入漏れの有無
  - (g) 処置、手術、検査の固定点数の算定誤り

- (h) 画像診断等の算定誤り
- (i) 診療行為別等の集計漏れまたは集計違いの有無
- (j) 入院時医学管理加算の算定誤り
- (k) 入院調剤料の入院日数を超えての算定、外泊期間の算定誤り
- (l) その他事項についても、すべて健康保険法の規定による診療報酬の額の算定方法、薬価基準及び公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法（平成4年5月環境庁告示第40号）に基づき確認を行う。

イ 点検の結果、医療機関等に確認を要するもの及び返戻を要すると思われるものについては、隨時本市に報告する。また、記載漏れ及び点数等に誤りがあるものについては所要の補正を行う。

ウ 公害補償システムにて、一次点検を終了した明細書のレセプト番号、診療日数、請求額等を入力する（別紙2参照）。

## （2）二次点検処理

ア 審査委員会による審査が終了した明細書について請求書審査欄の審査済み印の有無を調べ、審査が終了していることを確認する。

イ 審査委員会による審査の結果、回数、点数、金額等に変更が生じた明細書については、その請求点数、金額等を補正するとともに、各明細書の縦計及び15円、12円または10円への換算が適正であることを確認した上で決定金額（点数）欄へその額（点数）を記入する。

ウ 審査委員会で特に重点的に審査を行うために、審査委員会が指摘した明細書については、公害診療報酬明細書と公害調剤報酬明細書の突合による点検、縦覧点検（同一被認定者の過去の請求実績を点検）を実施する。

### 【過去の件数実績（参考）】

令和3年度：0件、令和4年度：2件、令和5年度：0件、令和6年度：0件

エ 審査委員会において減点のあった箇所や決定金額等を公害補償システムにて入力する。入力完了後、本市に完了の報告を口頭で行う。

オ 本市が出力したレセプト審査録（別紙3）、公害診療報酬支払明細書（別紙4）、過誤調整チェックリスト（別紙5）、レセプト請求間違いリスト（別紙6）、レセプト重複チェックリスト（別紙7）により入力内容に誤りがないか確認を行い、誤りがある場合は所要の補正を行う。

カ 本市が再出力した支払明細書（別紙4）により最終確認し、請求書の決定額欄に決定額を記入する。

## （3）その他

ア 審査が終了した請求書及び明細書を以下の方法で、保管用（該当月分）のバインダーに綴じる。

- ① 請求書及び明細書一式を医療機関コード順に並び変えた上で、1医療機関ごとの明細書を認定番号順に並び変える。
- ② 明細書の上部に穴あけパンチで穴をあける。
- ③ 保管用のバインダー11個に、背表紙の区切りごとに①の順番で綴じる。  
(区切りは背表紙に記載済み)

### 【本市が準備するもの】

- ・保管用バインダー（背表紙付）…11個
- ・穴あけパンチ…1台

イ 本市が出力した支払決定通知書及び請求書（次回分）の発送準備（封入作業）を以下の方法で行う。

ただし、以下の方法で封入作業が出来ない場合は、本市の指示に従うこと。

- ① 支払決定通知書及び請求書の医療機関コードと医療機関名がそれぞれ合致しているか確認し、住所欄が見えるように封入する。（長3窓あき封筒を使用予定。）

※本市が再度、封入物の確認を行うため、封緘は不要。

- ② ①で封入した封筒を医療機関コード順に保管ケースに並べる。

- ③ 封筒数を数えて本市に口頭で報告し、件数の確認を行う。

※本市が最終確認を行うため、複数人確認は不要。

#### 【本市が準備するもの】

- ・支払決定通知書（診療報酬支払決定通知書、文書料支払決定通知書）…各1部
  - ・請求書（次回分）…1部
- ※上記3部の書類については、事前に本市が1部ごとに三つ折り済み。
- ・長3窓あき封筒…必要部数

#### 【過去の封入件数実績（参考）】令和6年度

4月：454件、5月：460件、6月：462件、7月：458件、8月：443件、9月：461件、

10月：454件、11月：457件、12月：464件、1月：464件、2月：466件、3月：461件

#### ウ 業務予定数量

公害診療報酬明細書 年間 14,800枚（内訳 医科8,500枚 調剤6,300枚）

封入作業 年間 5,600件（医療機関宛て支払決定通知書等）

エ 実施日における業務従事者の氏名、出務・退出時刻を各月の完了報告時に本市に報告すること。

カ 契約後、10日以内に次の書類を提出すること。

- ① 業務責任者届 ② 個人情報等の保護に係る誓約書 ③ 秘密保持に関する誓約書

## 7 業務に必要な物品等

（1）本市が提供する物品等は下記のとおりとする。

ア 事務スペース（原則、堺市役所本庁舎内）

イ 長机…2台程度

ウ パイプイス…4脚程度

エ 公害補償・医療給付システム端末…2台

オ テンキー…2台

カ マウス…2台

キ 付箋

ク 筆記用具等

（2）本業務を履行するに当たり、（1）以外で業務に必要なものは、受注者の負担とする。

#### 【過去の業務において受注者が持ち込んだ物品等】

診療報酬点数早見表、薬効・薬価リスト等の辞書類

- (3) 行政財産使用料については、業務目的使用のため免除とし、業務に必要な設備に関する光熱水費は本市が負担するものとするが、節水・節電に努めること。
- (4) 受注者は、施設、物品等を本仕様書に定める業務を遂行するためにのみ使用し、他の用途に使用しないこと。
- (5) 契約期間が満了した場合、または契約が解除された場合は、受注者は本施設、物品等を本市の指定する期日までに本市に返還すること。

## 8 個人情報の取り扱い

- (1) 当該業務に係るデータは、個人情報であることから、その取扱いには厳重な注意を払い、契約書別記「個人情報取扱特記事項」及び以下の内容を厳守すること。
- (2) 公害診療報酬明細書等については、業務日ごとに件数を確認したうえで、保健医療薬務課執務室内のロッカーに保管し、紛失等のおそれのないように適切に管理すること。
- (3) 公害補償・医療給付システムのログインパスワード等を適切に管理すること。
- (4) 個人情報等が記載された廃棄対象書類等（メモ用紙や付箋を含む）は、他の書類と混同しないように一般ごみと分別して保管すること。
- (5) 業務で知り得た情報をSNS等に投稿することや、私的利用や公言をしないこと。

## 9 その他（暴力団等の排除について）

### (1) 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- ア 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
- イ これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

### (2) 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

### (3) 誓約書の提出について

- ア 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- イ 受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。
- ウ 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

### (4) 不当介入に対する措置

- ア 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利するこ

ととなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。

イ 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。

ウ 本市は、受注者が本市に対し、ア及びイに定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。

エ 本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者がアに定める報告及び届け出又はイに定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。